

## 平成 26 年度第 9 回八戸市子ども・子育て会議議事録

### 【日時】

平成 27 年 2 月 23 日（月）10 時から 10 時 47 分まで

### 【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 3 委員会室

### 【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：14 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、伊藤委員、田頭委員、田中委員、出貝委員  
松井委員、阿部委員、小向委員、小笠原委員、瀧澤委員、長澤委員、中川原委員

(2) 事務局（7 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

### 【こども家庭課】

池田参事（家庭支援 G L 事務取扱）兼参事、工藤副参事（こども支援 G L）  
吉田主幹、清川主査、上村主事

(3) 委員代理出席（1 名）

川口 司 氏（栴沢委員代理）

### 【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 利用定員の設定について

(2) 第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画（最終案）について

(3) 1 号認定子どもに係る保育料変更について（第二階層の保育料）

(4) その他

3 閉会

## 議事録

(開会 10 : 00)

### ○司会

ただいまより、平成 26 年度第 9 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、山西様、樫沢様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、樫沢委員は所用のため欠席ですが、八戸市保育連合会より川口様が代理出席されてございます。

それでは、坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

### ○会長

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は第 9 回になりまして、八戸市子ども・子育て会議も、ほぼ月に 1 回の開催をしてまいり、皆様にはお忙しい中、誠にありがとうございます。本日は、3 つの案件がございますが、国及び県の方針が出されてということでありまして、連携した中で八戸市としてどのようにしていくかということでございます。皆様から御意見、御提案を頂いたものを資料に取りまとめたものでございまして、本日は大詰めに来たということでございますが、利用定員の設定、第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画最終案、1 号認定子どもに係る保育料の変更について、委員の皆様から御意見を頂いてまとめていきたいところでありますので、よろしくをお願いします。

### ○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。

皆様の御協力をいただきまして円滑に議事を進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、本日 1 つ目の議事（1）利用定員の設定について、事務局より説明願います。

### ○事務局

資料 1、利用定員の設定について、御説明いたします。

資料 1 の 1 ページ目をお開きください。

まず、利用定員の設定は、新制度で確認制度が導入され新たに定めることとなったものです。

確認制度の概要を図にお示ししておりますが、認可施設等の設置者からの申請により、市が施設型給付等の各種給付の支給対象施設として確認するものです。その確認に当たっては、施設・事業の利用定員を設定することとなります。

利用定員は、1 つ目として子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込み、ニーズに対する確保方策、供給の根拠となる数値となり、2 つ目として各給付費の単価を算定する

数値となります。

利用定員の設定に当たっては、1つ目として子ども・子育て会議から事業計画との整合性などの視点から意見徴収を行い、2つ目として県の事業計画との整合性が保たれるようにするなど県との協議が必要となります。

これらを踏まえ、利用定員を設定し確認することとなり、確認を受けた特定教育・保育施設は、認可基準及び市条例の運営基準を遵守し教育・保育を提供し、給付費を受領することとなります。

次のページを御覧ください。

利用定員の設定について、関連する事項のこれまでの経過でございますが、まずは、施設意向調査により施設類型の変更があるかの確認、利用定員の見込みなどを立てました。

次に、これまでも新制度の内容説明を行ってまいりましたが、運営基準の条例制定に関連し、利用定員が持つ性格や、認可定員と利用定員の関係などを説明してまいりました。

次に、事業計画に定める確保方策の設定に当たっては、平成29年度までに提供体制を確保することとされていることから、提供体制が不足する見込みに対し、既存施設の定員拡大、幼稚園からこども園への移行、地域型保育事業等の実施により、提供体制を確保していくことといたしました。

次に、平成27年度4月の制度施行に向け、10月に市で意向調査を独自に行い、より具体的な内容について把握させていただき、各事業者の方々と協議を進め、次の利用定員の内示を行いました。最後に、①の確認制度に関する手続きを取っていただくとともに、類型を変更する施設は②の認可認定に関する手続き、認可定員を増やす施設などは③の希望変更手続きを27年1月末までの締切りで進め、今回、利用定員を定める対象施設が固まったものです。

次のページを御覧ください。

利用定員の設定に当たり、認可定員の増加が必要となりますが、その理由といたしましては、事業計画における確保方策の1つとして、既存施設の定員拡大を図るとはしましたが、その確保方策の基礎となる数値は利用定員であります。

そして、利用定員は認可定員の範囲内で設定する必要があることから、事業計画上の供給不足を充足させるためには、認可定員の増加した上で利用定員の設定が必要となります。

また、運営基準条例においても、利用定員の遵守が規定されております。

さらに、恒常的な定員超過については、定員の見直しについて、県から指摘されている状況です。

これらを踏まえた②の対応といたしまして、年度当初は利用定員の範囲内で児童を受け入れることが可能となる定員設定を事業者へ依頼いたしました。

補足になりますが、年度途中においては、八戸市独自制度である予約入所の実施や、需要の増加などにより待機児童が発生しないよう対応するため、利用定員の超過入所を運用することとしております。

真ん中の四角、まとめになりますが、市で実施した意向調査から、事業者の意向を考慮しつつ、事業計画上の供給不足を充足することができるよう、各事業者と協議を重ね、利用定員を内示し、各種申請手続きを行っております。

参考として、下に現行の認可保育施設における定員設定に当たっての対応状況を載せて

おります。地域の状況や現在の利用状況、施設規模により据置き等の施設はあるものの、48 か所、7 割弱の施設に定員増の対応をいただいております。

次のページを御覧ください。

移行状況について、確認申請等の申請状況からまとめたものです。

①の新規の確認申請は、施設類型を変更して新制度に移行する施設が対象となる手続きとなり、子ども・子育て会議からの意見を聴取する必要があります。

②のみなし確認届出は、施設類型を変更しないで新制度へ移行する施設が対象で、確認があったものとみなされる、いわゆるのみなし確認となり、必要事項の届出が行われます。

③の別段の申出は、幼稚園がこれまでの私学助成等により運営していくこととした場合であり、新制度に移行しないための手続きとなります。

①、②のいずれも利用定員を設定することとなりますが、②のみなし確認に伴う定員設定について、子ども・子育て会議からの意見徴収は任意となっておりますが、下の四角の米印のとおり、本市では、既存施設のまま移行する場合でも定員の拡大を図っているため、利用定員の設定に当たっては、事業計画における確保状況の把握という観点から、意見徴収の対象施設といたしました。

そして、下の図で移行状況をお示ししておりますが、左が現行の類型で、右が移行予定の類型となっております。移行後の類型により、利用定員の区分、1号と保育認定の2号、3号が異なります。

結果を見ますと、保護者の就労形態の変化に対応できる認定こども園が増えることとなり、教育・保育を受けやすい環境整備が進んだと捉えることができると考えます。

次のページを御覧ください。

このページからは、事業計画と今回設定する利用定員の関係をまとめたものとなります。

表の見方でしたが、左側の見出し、確保方策、27年度と記載している部分は、事業計画で定めた量の見込みと確保方策を抜粋したものです。そして、右側は、確認申請等に基づき、今回設定する利用定員を積み上げたものが特定教育・保育施設の欄に、それ以外の計画上確保方策に含む施設を合わせて、③にお示ししておりますのが、4月時点の確保状況となります。

まず、1号認定子どもについてですが、表を御覧いただきますと、確保状況が、確保方策を上回っている状況です。計画以上に定員確保できた要因といたしましては、既存の認定こども園において、在園児に対する調査を行った結果、当初施設が予想していたよりも1号認定希望者が多かったことなどにより、定員設定を見直したことが挙げられます。

また、確保方策策定時には、こども園への移行予定であったが、移行を見送ったことにより、2、3号部分が、1号の定員となったことなどが主な要因です。

今後の見込みですが、事業計画上は量の見込みを確保状況が上回っており、供給不足は生じないこととなります。

また、供給過多の状況ですが、今後も既存施設の認定こども園への移行に当たっての定員設定には考慮していく予定です。

いずれにしましても、平成27年度における1号認定児童数の状況を踏まえた対応が必要になるものと考えられます。

次のページを御覧ください。

次のページからは、2号・3号の保育認定について記載しております。

2・3号認定は提供区域ごとに分かれておりますが、まずは市全体で積み上げた数値を記載しております。

市全体で見た時に、2・3号認定いずれも事業計画上、設定した確保方策より各施設の利用定員を積み上げた確保状況が下回っている結果となっております。その主な要因といたしまして、確保方策策定時に見込んでいた幼稚園から認定こども園への移行予定がなくなったことにより、2・3号認定の利用定員が確保できなかったことや、認可定員の拡大について、見込んでいた程度までの拡大が図れなかったことが要因です。

今後の見込みといたしましては、計画上見込んでいた需要、量の見込みについて、平成27年度における2・3号認定児童数の状況を考慮した対応が必要になるものと考えられます。また、その際には、提供区域ごとの実情に応じた対応としたいと考えております。

具体的な対応は、①から③に記載しております対応でございまして、その他、年度中の供給不足については、必要に応じ、定員超過入所の運用により対応していくことを考えております。

次のページからは、提供区域ごとの状況を記載しておりまして、事業計画上の量の見込みを下回る、供給不足が見込まれる主な地域については、8ページの長者・根城地区、事業計画上も27年度においては供給不足が見込まれておりますが、特に3号認定子どもの0歳児の利用定員不足となっております。9ページの三八城・下長地区は、2・3号認定子どもの確保状況が、計画上の確保方策に満たない状況であり、同地区については需要が見込まれるため、既存施設の定員拡大や認定こども園への移行希望への支援、認可外保育施設の認可移行等で対応が必要と考えております。10ページの小中野・柏崎・吹上地区も不足している地区でありますので、児童数の推移を勘案し対応してまいりたいと考えております。

次に、17ページでは、今回お示ししている確保状況の施設ごとの定員設定について記載しております。各施設の確認申請の状況を一覧で掲載しており、確認手続きと利用定員の設定に当たって、特定教育・保育施設として子ども・子育て会議の意見徴収の対象かどうかを示しております。

資料の説明は以上でございますが、その他、今後の対応として2点御説明いたします。

1点目は、利用定員の設定に当たっては県との協議が必要になりますが、県より協議については柔軟に対応することとされており、本日お示しした数値に基づく協議は、県へこども園認可申請書の進達と合わせて同時に行っており、現時点での数値について協議が整っており、県より適当との回答を得ております。

2点目は、利用定員の設定は認可定員の範囲内での設定となります。認定こども園の移行や認可定員の規模変更の手続きなどは県に申請中であり、審査の過程で県の指摘等による定員の調整などが行われる可能性があります。そのため、修正があった場合の県との再協議については事務局一任とさせていただきたいこと。本日御意見を頂いた場合の対応については、平成27年度の児童数の推移等に応じて対応していくものもあると思われませんが、御意見の対応について会長一任としていただき、対応後、委員の皆様へお示しするという事で御承認を頂きたいものです。

以上で説明を終わります。

○会長（議長）

ただいま説明をいただきました。利用定員の設定については県との協議が済み、このように、調整が済んだということでもあります。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございますか。

○委員

まだ量の見込みに達していない地区についてですが、必要に応じて定員超過の運用をしていくとのことでありましたが、利用定員というのは、もしニーズが高かった場合は、来年度になったときに変更ということもあり得ますか。あるいは、定員超過で何年間か見通しを立てて、例えば2年間は今の定員でいくなど、そのような考えはありますでしょうか。

○事務局

定員超過の運用については、事業計画に定める確保方策とは別に、年度中に申込みが増えた場合の対応となりまして、計画上の不足を補うという点からは、来年度見直しの際に利用定員の拡充を図っていただくとの考え方です。

実際の申込みが増えてきた場合の対応は、定員超過について考えていくということでございます。

○委員

事業者側からの定員を拡大したいという話があった場合はどうなりますか。

○事務局

提供区域の定員の状況を確認して対応することとなります。

○会長（議長）

他に、ございませんか。よろしいでしょうか。

では、他にないようでございますので、ただいま説明のありました議事（1）利用定員の設定については、今後、県からの指摘等によって修正があった場合の対応は事務局一任として、本日御意見のあった件への対応については会長一任として御承認を頂きたいという点について、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしでございますので、了承したものと取り計らいます。

次に、議事（2）第2期八戸市次世代育成支援行動計画（最終案）について、事務局から説明願います。

○事務局

資料2、第2期八戸市次世代育成支援行動計画（最終案）について、御説明いたします。

前回の会議後に、パブリックコメントを実施しましたところ、資料3のとおり、全部で13の御意見を頂きましたので、御意見に対する市の考え方及び修正した箇所を中心に御説

明いたします。

なお、事務局としましては、今回の最終案で計画を策定することについて、委員の皆様にご承認を頂きたいと考えておりますので、御審議をお願いいたします。

まず初めに、前回の会議で御意見を頂きました、一時預かり事業の表記につきましては、資料2、計画案の13ページ、事業番号13番を御覧ください。

市内で実施される一時預かり事業は、主に在園児を預かる幼稚園型と、在園児以外を預かる一般型の2種類に区分されますので、事業・取組の内容に括弧書きで説明を加えております。

また、これに関連し、30ページ及び31ページの一時預かり事業の表記につきましても、同じく幼稚園型と一般型の表記を加えておりますので御確認ください。

それでは、資料3を御覧ください。

意見番号①は、資料2の計画案の1ページ、計画の趣旨についての御意見でございます。

本文の上から8行目、子ども・子育て関連3法の説明として、課題を解決するためという表現となっておりますが、御意見のとおり修正すべきと考えましたので、法の目的に沿う内容で、文言を修正いたしました。

次に、資料3の意見番号②につきましては、計画案の5ページ、一番上のタイトルでございますが、御意見のとおり、データを掲載している部分であることから、女性の労働力率というタイトルに修正いたしました。

次に、意見番号③につきましては、計画案の6ページを御覧いただきますと、本文2行目について、御意見を参考としまして、乳幼児及び小学校児童の保育や教育という文言に修正いたしました。

続きまして、意見番号④につきましては、計画案の7ページ、課題②を御覧いただきますと、事業の運営のあり方のみならず、子どもの良質な成育環境を確保することも必要であることから、御意見を参考としまして、その旨を明記いたしました。

次に、意見番号⑤につきましては、計画案の8ページ、中段の【参考】主な意見・要望等でございますが、前回の案では、御意見のとおり、掲載の意図がわかりにくい内容となっていたことから、7ページ及び8ページの、課題①から④に関連するよう、内容を整理いたしました。

次に、意見番号⑥につきましては、計画案の9ページを御覧いただきますと、本文の5行目に、前回の案では、子どもを生みたい人がという文言を載せておりましたが、御意見のとおり適切ではないと考えまして、その文言を削除しております。

続きまして、意見番号⑦につきましては、計画案の9ページ、基本目標2及び10ページの基本目標3に関する御意見でございます。こちらは、計画を実施していく上で参考とさせていただきます、計画案の修正はございません。

次に、意見番号⑧につきましては、計画案の10ページ、基本目標4及び基本目標5に関する御意見でございます。市としましても、御意見のとおり連携が重要であると考えておりますので、計画を実施していく上で参考とさせていただきます。

次に、意見番号⑨につきましては、子どもの肥満が、特に県内においては大きな課題となっておりますので、御意見のとおり、計画案の9ページの基本目標1及び12ページ、13ページの食育に関連する具体的施策として肥満対策を位置付け、肥満児童の割合について

指標を設けることにより、数値を把握していくことといたしました。

続きまして、意見番号⑩を御覧ください。

こども支援センターに関しましては、今年の4月からの設置が予定されており、心身の発達支援を必要とする子どもや親を対象に、相談窓口が一本化される予定となっております。

御意見のとおり、こども支援センターが担う予定となる事業につきましては、記載内容を修正し、その旨を明記いたしました。

次に、意見番号⑪につきましては、親の学びに関連する事業が、前回の案では明記されておりましたので、御意見のとおり、該当する事業について内容を修正し、明記しております。

次に、意見番号⑫につきましては、子ども・子育て支援法の理念にある、良質かつ適切と判断することについて、また、質の議論の形成についての御意見でございます。

新制度における質の改善に関しましては、職員の配置や待遇の改善、研修の充実など、恒久的な財源を確保しながら実現を図ると示されておりますので、新制度における給付費や事業経費に、その改善の内容が反映されることとなっております。

市としましては、新制度における給付及び事業を着実に実施していくことが、質の改善にもつながっていくものと認識しておりますので、今後、新制度開始後の実施状況を踏まえ、皆様の御意見を伺いながら、質の議論を行っていく必要があると考えております。

最後に、意見番号⑬につきましては、計画案 31 ページを御覧いただきますと、病児・病後児保育が設置されていない地区における増設についての御意見でございます。

当事業につきましては、計画の提供区域を市全域としていることから、御意見のとおり、ニーズに対する量は確保されておりますが、今後、利用者の増加が見込まれる場合には、状況に応じて検討していく必要があると考えております。

以上が、パブリックコメントによる御意見及び計画案への反映状況でございます。

その他にも、細かな表現などについて、若干の修正を行っておりますが、全体としましては、前回の案からの大幅な変更はございません。

なお、前回の計画案を県と協議した結果、県から2月18日付けで承認があり、本日の審議の後、計画を策定した際には、再度、県へ提出することとなっておりますので、この場で御報告いたします。

最後に、委員の皆様におかれましては、この最終案を御審議いただくとともに、この内容で計画を策定することについて御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

#### ○会長（議長）

ただいま説明をいただきました。

皆様からたくさんの御意見がございまして、一つ一つ検討し、県にも提出しており2月18日付けで了承いただいているとのことでありますので、本日皆様に御審議いただき、これでよければ改めて県に報告するとのことであります。

委員の皆様から御質問等ございますか。

ないようですので、事務局の案のとおり承認してよろしいでしょうか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、了承したものと取り計らいます。

次に、議事(3)1号認定子どもに係る保育料変更について、第2階層の保育料について、事務局から説明願います。

#### ○事務局

1号認定子どもに係る保育料変更、第2階層の保育料について、御説明いたします。

当日配付資料4を御覧ください。

変更の理由については、前回の会議のその他のところで、変更の理由について申し上げておりましたが、このことについて詳しく御説明いたします。

市町村が利用者負担額を定めるに当たり、国の定める利用者負担額を上限とすることとなっており、国の27年度予算編成において、幼児教育無償化に向けた取組といたしまして、国が定める利用者負担額第2階層において、当初の額より減額されております。これにより、御承認いただいた市が定める第2階層の保育料の変更が必要となったものであります。

(1)市保育料設定の経緯でございますが、第6回、第7回の会議において、保育料案の提示及び第2階層の保育料について、3,800円で御承認をいただいているものであります。

本年1月に国の通知により、当該階層に係る利用者負担額の減額が判明したものです。

(2)国の利用者負担額等の変更内容でございますが、変更前と変更後の資料のとおり、保護者負担額の当初9,100円が3,000円に減額されたものです。

その理由として、幼稚園就園奨励費の補助単価が減額になったことが主な理由であります。第2階層の市民税非課税世帯のみが変更されたものであり、26年度199,200円に対し27年度272,000円と増額されております。

アの表に戻りまして、全国平均の保育料等は、308,000円から就園奨励費を控除し、月割りにして国の基準額を設定しているものです。就園奨励費の増額に伴い9,100円から3,000円と減額となったものです。

イ当市における保育料ですが、国の3,000円が上限でございますので、3,800円の場合、上限を超えるため変更が必要となります。

2ページを御覧ください。

2、保育料変更案でございますが、第2階層の保育料を0円に変更するものです。その理由として(1)ですが、第7回会議において提示した算定方法でございますが、これと同じ方法により再計算したところ、下の表、保育料等の合計額(年額)の部分は前回お示ししたとおりであり、就園奨励費の部分が増額に変更しております。

これに基づき計算したところ、保護者負担額は0円となるものです。保育料等の合計額、年額計の部分を、就園奨励費の部分が上回ること、保護者負担額0円となります。

(2)2号認定子どもに係る保育料とのバランスを図るものであります。第1表を御覧ください。左側に1号認定子どもに係る保育料を、右側に2号認定子どもに係る、保育を必要とする3歳以上の子どもに係る保育料を掲載しております。左側の表ですが、保育料0円とした場合、2号認定子ども6,000円であり、その差額が大きいものになりますが、保護者の実負担額という視点から見た場合は、第2表となります。1号認定については、給食費が保育料から控除されているものであり、給食費は実費徴収として別途徴収される

こととなります。4,000円と想定しておりますが、給食費が保護者負担として掛かるものです。

2号認定子どもに関しては、給食費の副食費、おかず代は含むものの、主食費は含んでいないことで、想定として主食費を1,000円とした場合、1号認定子どもに係る保育料との保護者の実負担額については、第2表右側のとおり、6,000円の保育料に対して約1,000円の主食費が掛かるだろうとして保護者の実負担額は7,000円、左側にいきまして、1号認定保育料については、国基準とした場合は、7,000円、市の案とした場合は4,000円ということでそれほど大きな差とらないと考えております。

以上のことから、第2階層に係る保育料としては、国の就園奨励費の増額が一番大きな理由ですが、0円として設定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

#### ○会長（議長）

ただいまの説明について何かございますか。1号認定子どもの第2階層の保育料について、国の指針が改めて出てきたので、それに連動して市としては、今までの経緯で計算するとこのようにしたいとのこととあります。

皆様、何か御質問等ありますでしょうか。

では、御質問等ないようでございますので、ただいまの説明のとおり承認として取り計らいます。

（4）その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、事務局から何かございますか。

では、本日予定していた議事は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

#### ○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

（閉会 10：47）

以上